

静岡県告示第45号

自動車税、自動車取得税に係る証紙代金収納計器、同取扱人及び同取扱場所の指定（平成元年静岡県告示第383号）の一部を次のように改正する。

平成30年1月19日

静岡県知事 川 勝 平 太

2中「駿東郡長泉町下土狩字鮎壺1069番地の1」を「沼津市大塚字道上27番地の14」に、「一般社団法人静岡県自動車会議所沼津軽自動車事務所」を「一般社団法人静岡県自動車会議所沼津事務所軽自動車分室」に改める。

附 則

この告示は、平成30年1月22日から施行する。